

NRA Trust Seal 利用約款

日本 RA 株式会社（以下、「当社」という）ならびに第 2 条第 3 号に定義される「利用者管理組織」および第 1 条第 2 項に定義される「利用者」は、法的に拘束されることを意図し、次のとおり合意する。

第 1 条 約款の適用

1. この NRA Trust Seal 利用約款（以下、「本約款」という）は、本約款に基づいて第 2 条第 3 号に定義される「利用者管理組織」が本サービス（第 2 条第 1 号に定義される。以下同じ）の利用を本約款に同意した上で申し込み、「利用者管理組織」が本サービスを利用する場合に適用されるものとする。
2. 第 2 条第 3 号に定義される「利用者管理組織」は、利用者管理組織を代表して本サービスの利用を申し込む者（以下、「申込責任者」という）にも本約款を遵守させることを条件として当社所定のサービス申請書（電磁的記録によるものを含み、以下、「申請書」という）を提出させるものとする。また「利用者管理組織」は、利用者管理組織から本サービスの管理を任された者（以下、「管理者」という）および本サービスの利用を許可された者（以下、「利用者」という）が本サービスを利用する前に、本約款に同意させこれを遵守させなければならない。
3. 本約款は、前項に基づき「利用者管理組織」をして本約款に同意せしめられた利用者にも適用されるものとし、利用者管理組織は、本約款に基づいて本サービスを利用する過程における利用者によるすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。
4. 本約款は、申請書を提出した日から利用者管理組織を拘束し、本サービスの利用を開始したときから利用者を拘束する。

第 2 条 定義

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する「NRA Trust Seal」をいい、サイバートラスト株式会社が提供する iTrust リモート署名サービスと連携して電子データ（PDF）に対し電子署名証明書およびタイムスタンプを長期署名形式で付与するサービスであって、e シール署名用証明書、署名実行用アプリケーション、アプリケーション認証用クライ

アント証明書ライセンスおよび署名実行枠を組み合わせて提供するものをいう。

- (2)「本サービス利用期間」とは、当社から提供したライセンス証書に記載の契約期間を意味する。
- (3)「利用者管理組織」とは、本約款に同意の上、本サービスの利用を申し込み、当社から本サービスの提供を受けこれを利用するものを意味する。
- (4)「クライアント証明書ライセンス」とは、署名実行用アプリケーションへのログイン認証に使用するクライアント証明書の利用権をいう。
- (5)「署名実行枠」とは、本サービスを利用して電子署名を実行することができる回数をいう。
- (6)「本 WEB サイト」とは、当社の WEB サイトであって、本約款および本サービスに関する情報が掲載されている WEB サイトを意味する。
- (7)「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権およびこれらまたはこれらの登録を受ける権利、商標権および商標登録出願により生じた権利、著作権法に基づき保護される権利、ならびに不正競争防止法に基づき保護される権利のいずれかまたはこれらを総称した権利を意味する。
- (8)「本サービス利用料」とは、本サービスの利用の対価として利用者管理組織が当社に支払う料金をいう。
- (9)「販売パートナー」とは、当社との契約に基づき本サービスを販売する法人または団体その他の組織をいう。なお、販売パートナーが自己利用を目的に当社に本サービスの対価を支払い、本サービスを利用する場合においては、利用者管理組織となる。

第 3 条 サービス提供の範囲等

- 1. 当社は、本サービスの利用に係る契約の有効期間中、本条の規定に基づき本約款の内容に同意した利用者管理組織（利用者管理組織をして本約款に同意せしめられた利用者を含む）にのみ本サービスを提供するものとし、利用者管理組織および利用者その他すべての関係当事者は、本約款に従いこれに従ってのみ本サービスを利用することができるものとする。
- 2. 利用者管理組織および利用者は、当社が事前に利用者管理組織および利用者に対して通知することなく、本約款を改定することがあることを予め了承するものとする。その場合、改定後の本約款は、本 WEB サイトに掲載されたとき、または当社が本 WEB サイトにて改定後の本約款の効力発生日を指定したときの該当指定日のいずれか遅い時期の到来をもって効力を生ずるものとする。ただし、本約款を改定した場合には、その都度本 WEB サイトでその旨および改定内容を告知するものとする。
- 3. 本サービスの内容ならびに本サービスの詳細は、別途当社から利用者管理組織に提供されるマニュアル（以下、「マニュアル」という）に記載することとする。

第 4 条 利用申込

1. 申込責任者は、申請書所定の事項を記入または入力して、必要な書類とともに当社に提出するものとする。
2. 利用者管理組織は、本サービス申込時に提供した商号、組織名称、所在地、申込責任者その他の情報に変更が発生する場合には、遅滞なくその旨および変更後の情報を当社所定の方法により当社に対して届け出るものとする。利用者管理組織が届出を怠ったことにより、当社からの連絡、通知等が到達せず、または遅延したために利用者管理組織に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとする。
3. 本サービス利用期間中、当社と利用者管理組織との間で合意したサービス内容および利用条件の範囲内で本サービスを利用することができる。
4. 利用者管理組織は、本サービスの利用の対価として、当社所定の料金を支払うものとする。なお、利用者管理組織は、本サービスの実際の利用の有無にかかわらず、契約したサービス内容に応じた本サービス利用料その他の料金を支払うものとする。
5. 利用者管理組織は、契約したサービス内容または利用条件を超えて本サービスの利用を希望する場合、当社所定の方法により追加申込みを行わなければならない。

第 5 条 契約期間

1. 本約款の有効期間は、本サービス利用期間と同一とする。
2. 本約款においては、利用者管理組織による本サービスの利用は、本サービス利用期間に限り許諾されるものとする。なお利用者管理組織が当社から本サービスの無償利用を許諾された場合には、当該期間についても本サービスの利用が許諾されるものとするが、当該期間中も本約款が適用されるものとし、利用者管理組織および利用者は本約款に同意しこれを遵守するものとする。
3. 前二項の規定にもかかわらず、当社が利用者管理組織に対する本サービスの提供を不適当と判断し、その旨を利用者管理組織に通知したときには、当該通知を発信した時点で本サービスの利用に係る契約を解除し、本サービスの提供を停止するものとする。

第 6 条 利用者管理組織による表明保証

1. 本サービスの利用に際して、利用者管理組織は当社に対して以下の各事項を表明し、かつ保証するものとする。
 - (1) 利用者管理組織は、日本国の法律に基づき登記された法人格を有する法人であり、自らの登記簿謄本（登記事項記載証明書）に記載または記録される事実はいずれも、本サービスの利用に係る契約の有効期間中、真実かつ正確であること。

- (2) 利用者管理組織は、本サービスの利用に係る契約を締結し、または本約款に基づいて義務を履行する完全な権利、能力を有すること。
 - (3) 申請書の記載内容が真実かつ正確であること。
2. 利用者管理組織が前項に違反した場合には、当社は直ちに本サービスの利用に係る契約を解除して、利用者管理組織に対する本サービスの提供を直ちに停止することができる。

第 7 条 当社の役割および義務

当社は本サービスを提供するにあたり、本サービスを管理するものとしての役割を果たし、本約款に基づき負うべき当社の義務を履行するものとする。

第 8 条 利用者管理組織の役割と義務

1. 利用者管理組織は本約款に定める役割および義務のほか、次の役割および義務を負うものとする。
 - (1) 本サービスの申込時における真正かつ正確な情報を当社に提供すること。
 - (2) 本サービスの申込時に提供した情報（商号などを含むがこの限りではない）に変更が生じる場合、第 4 条第 2 項の規定に基づき当該変更情報を当社に届け出ること。
 - (3) 当社に対し第 12 条第 1 項に定める本サービス利用料等その他の有償サービスを利用する場合の利用料を支払うこと。
 - (4) 本サービスの用途を遵守すること。
 - (5) 第 10 条第 1 項に定める事由が生じたときは速やかに本サービスの利用を停止すること。
 - (6) 本サービスの利用に係る契約が解除された場合、本サービスを使用しないこと。
 - (7) 関連法規制を遵守すること。
 - (8) 利用者管理組織が申請書に記入した事項および本サービスの利用に関する当社からの問い合わせに応答すること。
2. 利用者管理組織は、利用者に本約款の内容を周知徹底し、本約款の内容につき利用者の同意を取り付け、かつ利用者をして本約款の内容を遵守させ、利用者によるすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。
3. 利用者管理組織は、本サービスにかかわる業務の運用について、本サービスの管理上当社が必要と認めた場合、当社の要求に応じて当社が法令に違反しない限りにおいて監査を行うことに同意する。また利用者管理組織は、当社による監査の結果に従い、

業務改善その他必要な処置を講ずることに同意する。なお当社は監査の実施については利用者管理組織に対して事前に通知する。

4. 利用者管理組織は、当社による監査の結果、当社が書面をもって是正を求めたときは、業務改善その他必要な処置を講ずることに同意する。なお当社が当該是正を求める通知後、30 日間を経過した後においても業務改善その他必要な処置が実施されない場合、当社は利用者管理組織との間の本サービスの利用に係る契約を解除することができる。
5. 利用者管理組織は、当社が本約款に定める義務を履行することにより、当社が利用者管理組織の営業、事業または経営上の安定性、真実性を保証したものではなく、かつ危険を引き受けたものでもないことに同意する。

第 9 条 利用者の役割および義務

1. 利用者は、本約款に定められている役割および義務のほか、次の役割および義務を負うものとする。
 - (1) 本サービスの用途を遵守すること。
 - (2) 利用期間満了後、本サービスを使用しないこと。
 - (3) 本サービスの利用に係る契約が解除された場合、本サービスを使用しないこと。
2. 利用者管理組織は利用者に第 1 項について同意させ、これを遵守させなければならない。

第 10 条 サービス利用の停止

1. 利用者管理組織は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本サービスの利用を停止しなければならない。
 - (1) 利用者管理組織が本約款に違反し、本サービスを利用していたことを自ら発見した場合。
 - (2) 利用者管理組織が承認していない利用者による本サービスの利用を発見した場合。
 - (3) 利用者が本サービスを不正使用もしくは不正使用の可能性があることを知り得た場合。
 - (4) 利用者が本サービスの利用を停止する場合。
 - (5) 利用者管理組織が本サービスの利用に係る契約の解除を希望する場合。
2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、当社が本サービスの提供を停止することができる。

- (1) 利用者の本サービスの利用内容が本サービスの利用に係る契約と異なることを合理的な証拠に基づき知り得た場合。
 - (2) 利用者管理組織が承認していない利用者が本サービスを利用していたことを合理的な証拠に基づき知り得た場合。
 - (3) 利用者管理組織が本約款に違反し、当社がその違反の是正を求める通知を発送した後、30 日間を経過した後においても違反が是正されなかった場合。但し、違反の是正が不可能な場合には、是正要請を要しない。
 - (4) 利用者管理組織が当社所定の請求条件に反して料金を支払わなかった場合。
 - (5) 第 19 条に基づき本サービスの利用に係る契約が失効した場合。
 - (6) 第 20 条に基づき当社が本サービスの利用に係る契約を解除した場合。
 - (7) 利用者管理組織から本サービスの利用に係る契約が解除された場合。
 - (8) 当社が本サービスに係る業務を終了する場合。
3. 前項に基づく本サービス停止と同時に、当社は利用者管理組織および利用者管理組織により管理されている利用者に対する本サービスを利用する権利を失わせることができるものとする。

第 11 条 利用者管理組織からの問い合わせ対応

当社は、本サービス申込時に登録された利用者管理組織の管理者は、利用方法に関する問い合わせなど、本サービスに関する問い合わせがあった場合には、当社の問い合わせ対応受付時間内において、速やかに対処するものとする。万一、利用者管理組織を介することなく利用者からの直接の問い合わせがあったとしても、当社はこれに応じないものとする。ただし、利用者管理組織が販売パートナーを通じて本サービスを購入した場合、本条において「当社」とあるのは「販売パートナー」と読み替えるものとする。

第 12 条 料金の請求

1. 当社は利用者管理組織に対して、別途提示する当社所定の価格表に従い申請書の申込内容に基づく本サービス利用料およびシステム利用料ならびにその他当社と利用者管理組織との間で合意した報酬等（以下、「本サービス利用料等」という）を、本サービス利用期間の開始日（本サービス利用期間中に契約ライセンス数が超過した場合には、当該超過分の申請日の翌日）の属する月の月末に別途定める請求書送付先に請求する。ただし請求書に当社の販売パートナーの記載がある場合については、利用者管理組織と当社の販売パートナーとで合意された条件により、当社販売パートナーから利用者管理組織に本サービス利用料等を請求する。

2. 利用者管理組織は、前項の請求に基づき、請求内容を確認の上、請求月の翌月末までに本サービス利用料等を支払う（当該支払いに手数料が発生する場合には、当該手数料は利用者管理組織の負担とする）ものとする。ただし、前項ただし書きに該当するときには、利用者管理組織は、当社の販売パートナーに対する本サービス利用料等の支払いをもって、当社に対する本サービス利用料等の支払いがあったものとみなし、当社に対する責を免れるものとする。万一当社の販売パートナーによる期限までの本サービス利用料等の支払いが当社に対して実行されないときは、当社は利用者管理組織に対して本サービス利用料等を直接請求することができ、利用者管理組織は当社に本サービス利用料等を支払うものとする。
3. 利用者管理組織は、本サービスの利用に係る契約の更新時に契約したサービス内容または利用条件の変更を希望する場合、当社との間で別途協議の上、当社指定の方法により変更することができるものとする。
4. 利用者管理組織のインターネット接続に係る機器類およびソフトウェアなどの調達・設定および通信に係る費用については利用者管理組織の負担とする。
5. 第 5 条第 3 項、第 6 条第 2 項、第 8 条第 4 項、第 20 条および第 24 条第 1 項の規定に基づき本サービスの利用に係る契約が終了した場合であっても、当社は本サービス利用料等の返金を行わないものとする。

第 13 条 知的財産権の保有

利用者管理組織および利用者は、当社または本サービスに関する当社の仕入先またはライセンサーが本サービスを提供するシステムに関する発明、考案、意匠、創作に関して発生する特許、実用新案、意匠、商標、著作権その他の知的財産権の一切を有していることを認め、これに対して何らの意義を述べないものとする。利用者管理組織および利用者は、本サービスを提供するシステムその他本約款に基づき当社が利用者管理組織および利用者に対して提供する本サービスについて、知的財産権に関し、本約款の締結によっていかなる権利も取得するものではないものとする。

第 14 条 暗号化方法、保全義務

1. 利用者管理組織は以下を承認し、合意するものとする。
 - (1) 証明書に記載された公開鍵と対をなす秘密鍵の管理・保全を自己の責任において行うこと。
 - (2) 証明書の秘密鍵が漏洩、またはその可能性を確認したときは、自己の責任において当社に直ちに通知を行うこと。
 - (3) 利用者からの本サービス利用終了の通知に対し、自己の責任において速やかに当該利用者の本サービス利用を停止すること。

2. 利用者管理組織は利用者に以下を同意させ、遵守させるものとする。

- (1) 本サービスの管理・保全を自己の責任において行うこと。
- (2) 本サービスの不正利用またはその可能性を確認したときは、自己の責任において利用者管理組織に直ちに本サービス利用停止の通知を行うこと。

第 15 条 保証の範囲

1. 当社が提供する本サービスに関し、当社は明示か黙示かを問わず、他の権利を侵害しないこと、または商品性または特定目的への適合性を含む事項等の一切の表明および保証を行わない。また利用者管理組織は本サービスを現状有姿で利用することに同意し、また利用者に本サービスを現状有姿で利用することに同意させ、ならびに自己のみの判断で、かつその責任において利用するものとする。
2. 当社は、明示か黙示かを問わず以下の事項を保証しないものとする。

- (1) 本サービスが中断しないこと。
- (2) 本サービスが欠陥なく提供されること。

第 16 条 利用停止

1. 利用者管理組織は、以下のいずれかの事情がある場合には、本サービスの全部または一部を当社において利用停止することがあることを予め了解するものとし、また以下のいずれかの事情がある場合には、本サービスの全部または一部を当社において利用停止することがあることを利用者にあらかじめ了承させるものとする。
 - (1) システムメンテナンスの実施をする目的で、本 WEB サイト上において掲載することにより、または利用者管理組織が申込時に登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによって事前に停止期間を通知した場合。
 - (2) 本サービスの機能に障害が発生し、または発生した可能性があり、直ちに原因究明および修復を行う必要があると当社が判断した場合。
 - (3) 本サービスに第三者が不正アクセスをし、または不正アクセスをした可能性があり、直ちにその対処を行う必要があると当社が判断した場合。
 - (4) その他、当社が利用者管理組織および利用者、または当社の権利を保護するために合理的に本サービスの停止が必要であると判断し、事前に（不可能な場合には事後速やかに）本 WEB サイト上において、または利用者管理組織が申込時に登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによってその旨の通知をした場合。

2. 当社が本約款に基づき本サービスを一定期間利用停止にすることによって、利用者管理組織および利用者に何らかの損害が発生した場合といえども、当社はその損害について一切の責任を負わないものとする。

第 17 条 責任と損害額の制限

1. 本約款に定める他の規定にかかわらず、本サービスに関して当社が負担することのある損害賠償の限度額は、利用者管理組織が支払うべき契約ライセンス数に応じた本サービス利用料およびシステム利用料から、当該本サービス利用料およびシステム利用料を月割りした上で本サービスの申込日の属する月から損害が発生した日の属する月までの月数分に相当する金額を差し引いて算出される金額を超えないものとする。
2. 当社は、利用者管理組織および利用者に対し、一切の間接損害、特別損害、懲罰的損害、付随的損害または派生的損害について、たとえそれらが予見可能であったとしても、何らの責も負わない。

第 18 条 補償および免責

1. 利用者管理組織は、自己または自己が管理する利用者が、以下のいずれかに該当し、これに起因して第三者に対して損害を被らせたときは、自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、当社およびその役員、従業員、代理人ならびに関係会社（以下これらを総称して「当社関係者」という）を、かかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起因する一切の損害（弁護士費用を含む）から免責するとともに、当社関係者に対し、一切の迷惑をかけないことを確約するものとする。

- (1) 本約款に違反して本サービスを利用した場合。
 - (2) 本サービスを偽造、変造、改竄または改変した場合。
 - (3) 利用者管理組織および利用者が第 8 条および第 9 条に違反していた場合。
 - (4) 利用者の本サービスの管理に不備があった場合。
 - (5) 証明書の秘密鍵の管理に不備があり、本サービスの不正利用があった場合。
2. 前項各号のいずれかに該当し、利用者が当社関係者に損害を与えた場合には、該当する利用者を管理している利用者管理組織は自らの費用と責任で、かかる損害を賠償するものとする。
 3. 利用者管理組織は、自己が第 10 条に違反していた場合、これに起因して利用者、その他の第三者に対して被らせた損害について自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、当社関係者をかかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起因する一切の損害（弁護士費用を含む）から免責するとともに、当社関係者に対し、一切の迷惑をかけないことを確約するものとする。

第 19 条 契約の失効

本サービスの利用に係る契約は、性質上当然に本サービスの利用に係る契約の失効後も有効に存続する条項を除き、以下のいずれかの場合に効力を失うものとする。

- (1) 本サービスの利用に係る契約の有効期間が満了した場合。
- (2) 本約款第 5 条第 3 項に該当する場合。
- (3) 第 20 条の規定またはその他の理由により本サービスの利用に係る契約が解除された場合。

第 20 条 契約の解除

当社は、利用者管理組織（本約款に同意し利用者管理組織により管理される利用者を含む）に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何らの催告を要せず、本サービスの利用に係る契約の全部または一部を解除することができる。なお、この場合でも当社はすでに支払いを受けた代金を返金しないものとする。

- (1) 本約款に違反した場合。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (3) その資産の一部または全部に対して差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てを受けた場合。
- (4) 支払いの停止または破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始その他のこれに類似する法的整理手続き開始の申立てがあった場合。
- (5) 解散の決議を行いまたは解散命令を受けた場合。

第 21 条 譲渡

利用者管理組織（本約款に同意し利用者管理組織に管理される利用者を含む）は、本約款上の地位、本約款から派生する権利または義務を譲渡することはできない。当社は利用者管理組織に通知することにより、本約款上の地位、本約款から派生する権利または義務を第三者に譲渡することができるものとする。

第 22 条 秘密情報の管理

1. 本約款の一方当事者（以下、「開示当事者」という）が他方当事者（以下、「受領当事者」という）に対して秘密であることを明示して開示した情報については、受領当事者はこれらを「秘密情報」として、秘密として管理し、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、(a)開示当事者が受領当事者に対して開示した時点で公知である情報、(b)開示当事者の開示前に受領当事者がすでに知っていた情報、

- (c)受領当事者が独自に開発した情報、(d)開示当事者以外の第三者から、開示当事者との間の守秘義務に違反することなく入手した情報については、「秘密情報」に含まれないものとする。
2. 受領当事者は、秘密情報を本約款の目的以外の目的で使用してはならない。
 3. 受領当事者は、秘密情報が開示当事者の許諾なく第三者に対して開示または漏洩されたことを知った場合には、直ちに開示当事者にこの旨を通知して、その対策および原因究明を協議しなければならない。
 4. 本サービスの利用に係る契約が期間の満了により終了し、または本サービスの利用に係る契約が解除された場合、受領当事者は、本サービスの利用に係る契約の終了または解除日の翌日から起算して 1 週間以内に開示当事者からの返却の要請がない限り、開示当事者から受領した秘密情報を廃棄するものとする。また本サービスの利用に係る契約の終了または解除後は、受領当事者は開示当事者の許諾がない限り、いかなる目的であっても秘密情報を利用してはならないものとする。ただし、本サービスの利用に係る契約の期間満了後または解除後に本サービスの利用終了に伴う作業が発生する場合、その作業に関する限り、当社は係る秘密情報を利用することができる。
 5. 前項本文の規定にもかかわらず、当社が本サービス提供の過程で、またはこれに関して利用者管理組織から入手した情報（利用者の登録申請または解除申請それ自体も含まれる）については、当社は当社の監査証拠を保管する目的で、本サービスの利用に係る契約が期間の満了により終了し、または本サービスの利用に係る契約が解除された後もこれを利用、保管することができるものとする。

第 23 条 第三者による情報の取り扱い

当社は、利用者管理組織（本約款に同意し利用者管理組織に管理される利用者を含む）の情報を本サービスの提供に必要な範囲内に限り、第三者に取り扱わせることができるものとする。また当社は、法令、裁判手続、行政官庁からの正当かつ合理的な要求に基づき利用者管理組織の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとする。ただし、この場合において、当社がかかる要求に従った場合には、その旨、提供先および提供した情報の内容を遅滞なく利用者管理組織に通知するものとし、利用者管理組織は必要に応じて利用者に通知するものとする。

第 24 条 反社会的勢力の排除

1. 当社は利用者管理組織および利用者が次の各号に該当した場合には、何らの通知、催告も要さず直ちに本サービスの利用に係る契約および本約款に関連する契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）であるとき、または反社会的勢力であったとき、その他それに準じた合理的事由が認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (6) 代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的または威迫的行為、もしくは風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為等を行ったとき。
 - (8) 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害、または妨害する恐れのある行為をしたとき。
2. 本条により本サービスの利用に係る契約および本約款に関連する契約を解除した場合は、第 22 条第 4 項（ただし書きを除く）の定めによらず、受領当事者は開示当事者から受領した秘密情報を廃棄するものとし、開示当事者から返却の要請を受け付けないものとする。
 3. 第 1 項の規定により本サービスの利用に係る契約および本約款に関連する契約を解除した場合には、利用者管理組織および利用者に損害が生じても当社は何らこれを賠償しないし補償することは要せず、またかかる解除により当社に損害が生じたときは、利用者管理組織はその損害を賠償するものとする。

第 25 条 輸出関連法令の遵守

利用者管理組織および利用者は、当社が提供する本サービスの利用に際し、輸出行為等を行う場合には、外国為替および外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、また本サービスの利用を行う当該国において定められている暗号関連法規等についても遵守し、自らの責任において必要な手続きをとるものとする。なお外国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とする。

第 26 条 独立当事者としての関係

利用者管理組織もしくは利用者（以下、本条において「これらの者」という）は、いずれ

も当社の代理人、依頼人、従業員または雇用主の関係にあるものではなく、当社とこれらの者の関係において、一方当事者の行動の法令効果が他方当事者に帰属、または一方当事者の行動によって他方当事者が自動的に拘束される関係にはないものとする。

第 27 条 分離可能性

本約款のいずれかの条項の全部または一部が、無効と判断された場合であっても当該条項は、本約款の他の条項の効力にいかなる影響も与えず、本約款自体および他の条項はいずれも有効に存続するものとする。

第 28 条 完全合意

本サービスの利用に係る契約は、本サービスの利用に関する利用者管理組織との間の完全なる合意を形成するものとし、口頭または書面を問わず、利用者管理組織と当社との間で本サービスの利用に係る契約の合意以前にまたは本サービスの利用に係る契約の合意日現在なされたすべての表明、了解、通知および了解に取って代わられ、かつそれらに優先するものとする。

第 29 条 準拠法、裁判管轄

本約款は、日本法に従い解釈されるものとする。本約款に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 30 条 不可抗力

天災地変、戦争、内乱、裁判所の命令、労働争議その他これらに類似する事態で当社の合理的な支配を超えた事由により、当社の本約款上の義務の履行が一部または全部遅延した場合には、当社は当該遅延期間について本約款上の義務の履行を免れ、利用者管理組織および利用者、その他の第三者に対し、何らの責任も負わない。

第 31 条 通知

利用者管理組織から当社宛のすべての通知は、本約款に特に定める場合を除いて書面によりなされるものとし、以下の住所宛に郵送され当社が受領した場合に到達したものとみなす。

宛先：〒105-0021 東京都港区東新橋 2 丁目 1 番 6 号 プリプラビル 5F
日本 RA 株式会社 NRA Trust Seal サポート窓口

第 32 条 存続条項

本約款第 8 条（利用者管理組織の役割および義務）、第 9 条（利用者の役割および義務）、

第 13 条（知的財産権の保有）、第 15 条（保証の制限）、第 17 条（責任と損害額の制限）、第 18 条（補償および免責）、第 21 条（譲渡）、第 29 条（準拠法、裁判管轄）、および第 30 条（不可抗力）の規定は、本約款終了後も有効とする。

[以下余白]